

所有権移転登記請求書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

請求者 (買受人)

住 所

氏 名

印

国税徴収法第121条および不動産登記法第115条の規定により、下記のとおり登録免許税相当額を添えて移転登記 (登録) を請求します。

名 称 ・ 性 質 及 び 所 在 (登記事項証明書を表示による)

売
却
財
産
の
表
示

買 受 代 金

円

買受代金納付年月日

登録免許税課税標準価額

円

登録免許税相当額

円

住民票の写し (商業登記簿抄本)

通

固定資産税台帳登録通知書

通

郵送料・その他

印紙

円

内
訳

円

枚

円

枚

円

枚

円

枚

円

枚

円

枚

注 意

1 登録免許税の納付について

- (1) 登録免許税の課税標準となる不動産価格については、当該不動産の登記を所轄する法務局で聴取してください。

法務局で召集聴取した価格が固定資産税課税台帳に登録された不動産の価格の場合は、所轄市町村役場等において、固定資産課税台帳登録事項証明書¹の交付を受けて登記請求書に添付してください。

- (2) 登録免許税額は不動産価格の $20/1,000$ で 100 円未満を切り捨てた金額（算出税額が 1,000 円未満の場合は 1,000 円）となります。